

平成31年4月19日  
特別支援教育課 企画係  
内線4651

### 県立特別支援学校小・中学部における通学区域の見直しについて

- 小・中学部児童生徒の通学対策及び伊勢崎特別支援学校の大規模化対策の一環として、近隣の県立特別支援学校にも通学できるよう関係する学校の通学区域を見直す。
- 具体的には、渡良瀬特別支援学校の通学区域に伊勢崎市赤堀地区を加える。また、藤岡特別支援学校の通学区域に玉村町を加える。

#### 1 現状

県立特別支援学校（小・中学部）の通学区域は、県教育委員会が以下のとおり設定している。なお、通学区域については、法令上の定めはなく、地域の実態を踏まえ、各市町村教委の判断によって設定されるものであることが文部科学省により示されている。県立学校の場合は県教育委員会の所管であるため、県教育委員会が設定している。

学校名	通学区域
伊勢崎特別支援学校	伊勢崎市、佐波郡（玉村町）
藤岡特別支援学校	藤岡市、多野郡（上野村、神流町）
渡良瀬特別支援学校	みどり市※

※ 渡良瀬特別支援学校は、わたらせ養護園の入所児も対象としている。

- ・ 伊勢崎特別支援学校は、小・中学部が設置されている特別支援学校であるが、平成30年度は、児童生徒数が154名と増加傾向（H27：134名、H28：149名、H29：152名）にあり、大規模化が進んでいる。
- ・ 藤岡特小・中学部は42名14学級（H30）である。
- ・ 渡良瀬特小・中学部は児童生徒数69名23学級（H30）である。（伊勢崎特別支援学校卒業生で、赤堀地区に在住している生徒の多くが渡良瀬特高等部に進学）。

#### 2 変更後の通学区域

学校名	通学区域
伊勢崎特別支援学校	伊勢崎市、佐波郡（玉村町）
藤岡特別支援学校	藤岡市、多野郡（上野村、神流町）、佐波郡（玉村町）
渡良瀬特別支援学校	みどり市、伊勢崎市（赤堀地区）※

※ 渡良瀬特別支援学校は、わたらせ養護園の入所児も対象としている。

#### 3 開始年度

新しい通学区域の開始年度は、令和2年度とする。

#### 4 通学区域変更後の児童生徒の扱い

##### (1) 在校生

伊勢崎市赤堀地区在住者による渡良瀬特別支援学校への、玉村町在住者による藤岡特別支援学校への転学を認める。ただし、通学区域変更に係る転学については「5 転学について」を参照。

##### (2) 入学生

伊勢崎市赤堀地区在住者は伊勢崎特別支援学校と渡良瀬特別支援学校のどちらでも選択できる。玉村町在住者は伊勢崎特別支援学校と藤岡特別支援学校のどちらでも選択できる。

※ 藤岡特別支援学校高等部の通学区域にも玉村町を含める。

5 転学について

伊勢崎特別支援学校在籍者で赤堀地区及び玉村町に在住している者のうち、令和2(2020)年度4月1日付けの転学を希望する場合は、令和元(2019)年9月30日までに保護者が学校に申し出るとともに、「通学区域変更に係る転学願」を提出する。

※ 転学先でのスクールバス通学が保証されているわけではないことを周知し、承知の上で判断してもらう(県としては整備する方向で検討する)。

6 通学区域変更後の状況(H30年度対象地区の伊勢崎特児童生徒が全て転学したと仮定した場合:最大値)

伊勢崎特別支援学校	31名5学級減	⇒	学校規模の適正化
藤岡特別支援学校	16名2学級増	⇒	学校規模の維持、通学負担軽減
渡良瀬特別支援学校	15名2学級増	⇒	学校規模の維持、通学負担軽減

7 事業効果

(1) 伊勢崎特別支援学校においては、学校の大規模化が解消し、適正規模での学校運営が可能になる。

(2) 藤岡特別支援学校及び渡良瀬特別支援学校については、現在の学校規模を維持することにつながるとともに、児童生徒の通学負担(保護者による送迎の負担含む)が軽減される。

※ 懸案事項

ア 通学区域が拡大する藤岡特、渡良瀬特におけるスクールバスの運行ルートや必要台数について検討が必要。

イ 藤岡特別支援学校高等部についても、玉村町から通学できるようにしてほしいという保護者の声があるため、高等部入学者選抜実施要項において玉村町を通学区域に付け加える方向で変更する。

8 作業スケジュール

(平成30年度)

3月 教育長協議

伊勢崎特別支援学校、藤岡特別支援学校、渡良瀬特別支援学校への説明  
関係市町への説明(伊勢崎市、玉村町)

(平成31年度)

4月 県教育委員会会議事務報告(4/19)

伊勢崎特別支援学校保護者に説明資料配布(4/20)

5月 「教育支援に係る事務の手引」改訂

伊勢崎市、玉村町の校園長会で県担当者から説明

6月 各市町村教育支援担当者及び県民に周知

9月 転学希望者の把握締切り

(令和2年度)

4月 新しい通学区域を適用した就学者が入学

(「2 通学区域変更後の児童生徒の扱い」参照)